

第7回菊川市手話言語に関する条例のつどい

菊川市では平成29年4月1日に「手話言語に関する条例」が施行されました。
条例を市民の皆さんに知っていただき、条例に込めた「いつでも、どこでも、だれとでも、
手話で通じ合いたい」の早期実現を目指して「つどい」を開催いたします。
手話がわかる人も、まだわからない人も一緒に楽しめる内容です。
ぜひご参加ください。

日 時

令和7年9月23日（火・祝）13時～16時
（開催時間中にご自由にお越しください）

会 場

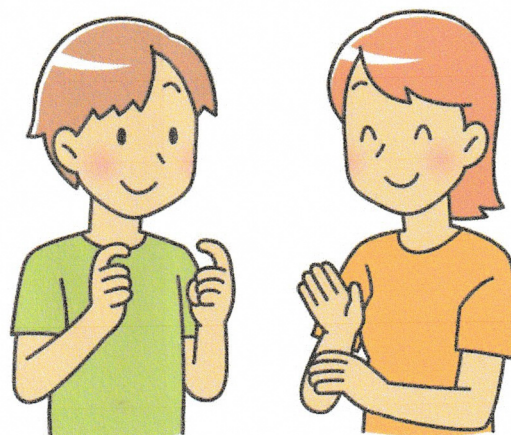
プラザけやき

参加費

無料

内 容

- *ミニ手話教室
- *手話かるた
- *手話しりとり
- *身振り当てゲーム



『参加者全員にプレゼントがあるよ。来てね！』

主催：菊川市手話言語条例推進委員会